

資治通鑑第 196 卷

起重光赤奮若，盡昭陽單闕三月，凡二年有奇。

■唐、**突厥**突厥、**吐蕃**吐蕃、続国訳漢文大成 經子史部 第 11 卷 217p

太宗文武大聖大廣孝皇帝中之中貞觀十五年（辛丑，641年）

【吐蕃・突厥のと関係良好】

■**吐蕃** **吐蕃に公主降嫁** 春，正月，甲戌（10+60-59+1=12日），吐蕃の**祿東贊**を以て右衛大將軍と為す。上は**祿東贊**の善く應對するを嘉し，**琅邪公主**の外孫の**段氏**を以て之に妻あわせんとす。辭して曰く、「臣は國中に自ら婦有り，父母の聘する所なり，棄てる可からざる也。且つ**贊普**は未だ**公主**に謁するを得ず，陪臣は何んぞ敢えて先に娶らんや！」

上は益々之を賢とし，然して撫するに厚恩を以てせんと欲すれども，竟に其の志に従わず。丁丑（13+60-59+1=15日），禮部尚書の江夏王の**道宗**に命じて節を持して**文成公主**を吐蕃に送らしむ。**贊普**は大いに喜び，**道宗**を見，子婿の禮を盡くし，中國の衣服、儀衛之美なるを慕い，**公主**の為に別に城郭宮室を築き而して之を處き，自ら紈綺を服し以て**公主**を見る。其の國人は皆な赭（赤褐色の土）を以て面を塗る，**公主**は之を惡み，**贊普**は令を下して之を禁ず。亦た漸く其の猜暴之性を革め，子弟を遣わして國學に入り，《詩》、《書》を受けしむ。（11-218p）

■**突厥** **突厥の來寇** 亥（11+60-59+1=13日），突厥の**侯利苾可汗**は始めて（昨年詔を受け今）部落を帥いて河を濟り，牙を故の定襄城（朔州馬邑軍の北300里、現・忻州市定襄県）に建て，戸三萬，勝兵四萬，馬九萬匹有り，仍って奏言す、

「臣は非分に恩を蒙り，部落之長と為る，願わくは子子孫孫國家の一犬と為り，北門を守吠せん。若し薛延陀が侵し逼れば，請う家屬を從えて長城に入らん。」

詔して之を許す。

■ **洛陽行幸に不穩な動き** 上は將に洛陽に幸せんとし，**皇太子**に監國を命じ，右僕射の**高士廉**を留めて之を輔せしむ。辛巳（17+60-59+1=19日），行きて温湯（新豊に驪山の温湯あり。華州に温湯府あり）に及び，衛士の**崔卿**、**刁文懿**は行役を憚り，上が驚き而して止むを冀い，乃ち夜行宮を，矢は寢庭に及ぶ者は五。皆な大逆を以て論ず（十惡の二に曰く、大逆を謀ると。注に云わく、宗廟山陵及び宮闕を毀るを謀ると為すと。大逆を以て論ずとは、未だ是れ大逆の正條を犯すにあらざれども、其の紀を干し順を犯すを以て、大逆を以て罪を論じるなり）。三月，戊辰（4+60-58+1=7日），襄城宮（前卷前年に營む）に幸し，地は既に煩熱，復た毒蛇多し。庚午（6+60-58+1=9日），襄城宮を罷め，分けて百姓に賜い，**閻立德**の官を免ず。

■夏，四月，辛卯（27-27+1=1日）朔，詔して來年二月を以て泰山に事有りと。

■ **陰陽雜書の整理、姓名判断** 上は近世の陰陽雜書に，訛偽尤も多きを以て，太常博士（從七品上、五禮の儀式を掌る）の**呂才**に命じて諸術士と與に行う可き者を刊定せしめ，凡そ四十七卷。己酉（45-27+1=19日），書は成り，之を上る。才は皆な之が敘を為り，質すに經史を以てす。其の《宅經》を敘するに，以為く、「近世の巫覡は妄りに五姓を分け（近世相い伝えて、字学を以て五音を分け、只だ唇舌齒に在りて之を調す。舌は中に居る者を宮と為し、口開張する者を商と為し、縮却する者を角と為し、舌は齒を挂うる者を徵と為し、唇撮聚する者を羽と為す。陰陽家は五姓を以て五音に分属す。說正に此の如し。近年我が国に流行したる生命判断の類），張、王を商と為し，武、庾を羽と為すが如きは，諧韻を取るに似たり。柳を以て宮と為し，趙を以て角と為すに至りては，又た復た類せず。或は同

じく一姓に出で、分けて宮商に屬す。或は複姓數字、微羽を辨ずる莫し。此れ則ち事は古を稽^{かんが}えず、義理乖僻する者也。」

《祿命》に敘するや、以為く、

「祿命之書は、多く言いて或は中たれば、人は乃ち之を信じる。然れども長平の坑卒（長年の戦いに死者45万人）は、未だ共に三刑（寅は巳を刑し、巳は申を刑し、申は寅を刑し、丑は戌を刑し、戌は未を刑し、未は丑を刑し、子は卯を刑し、卯は子を刑す。又辰辰、午午、酉酉、亥亥は之を自刑と謂う）を犯すを聞かず。南陽（後漢光武帝出身地）の貴士は、何ぞ必ずしも俱に六合（子は丑と合し、寅は亥と合し、卯は戌と合し、辰は酉と合し、巳は申と合し、午は未と合す。漢の光武帝は中興するや、南陽の人士多く尊し）に當たらん！今亦た同年同祿而も貴賤懸かに殊なる有り、命を共に胎を共にし而も壽夭更に異なる。按ずるに魯の**莊公**は法は應に貧賤なり、又た尪弱短陋にして、惟れ長壽を得るべし。秦の**始皇**は法に官爵無く、縦え祿を得るとも、奴婢少なく、人と為り始め無く終り有り。漢の**武帝**、後魏（北魏）の**孝文帝**は皆な法に官爵無し。宋の**武帝**は祿と命と並びに空亡（甲乙の申酉、乙庚の午未、丙辛の辰巳、丁壬の寅卯、戊癸の子丑戌亥は之を截路空亡と謂い、甲子の旬の戌亥、甲戌の旬の申酉、甲申の旬の午未、甲午の旬の辰巳、甲辰の旬の寅卯、甲寅の旬の子丑、之を旬中の空亡と謂う）に當たり、唯だ長子に宜しく、次子有ると雖も、法は當に早夭うべし。此れ皆な祿命の驗あらざる之著明なる者也。」

其の《葬》を敘するに、以為く、

「《孝經》は云う、『其の宅兆をトし而して之を安厝（ほうむる）す。』蓋し、(11-219p) 窀穸（窀は厚なり、穸は夜なり。厚夜は猶ほ長夜と言うが如し。埋葬すること）既に終わり、永く安體魄を安んずるに、而して朝市遷變し、泉石交々侵し、前知す可からざるを以て、故に之を龜筮に謀る。近歳（近代?）或は年月を選び、或は墓田を相し、以為えらく、一事は所を失えば、禍い死生に及ぶと。《禮》を按ずるに、天子（古は天子は七月にして葬り、同軌畢く至る。諸侯は五月、同盟至る。大夫は三月、同位至る）、諸侯、大夫の葬は皆な月數有り。是れ古人は年月を擇ばざる也。《春秋》に、『九月丁巳、定公を葬る、雨ふりて、葬るに克たず、戊午、日下戻し、乃ち克く葬る。』是れ日を擇ばざる也。鄭は**簡公**を葬るに、司墓之室は路に當たる、之を毀てば則ち朝に而し窆（棺を塚穴に下すこと）し、毀たざれば則ち日中に而して窆す、子産毀たず、是れ時（続は地）を擇ばざる也。古之葬る者は皆な國都之北に於いてし、兆域は常處有り、是れ地を擇ばざる也。今葬書に以為く、子孫の富貴、貧賤、壽夭は、皆な葬をトするの致す所に因る。夫れ子文は令尹と為り而して三たび巳む、柳下惠は士師と為り而して三たび黜けられる、其の丘隴を計るに、未だ嘗て改移せず。而るに野俗識無し、妖巫妄言し、遂に擗踴（悲しみて胸をうち、踊り上がる事。喪の悲哀甚だしき時をいう）之際に於いて、葬地を擇び而して官爵を希う。荼毒之秋は、葬時を選び而（続は以）して財利を規る。或は雲う、辰日には哭泣す可からず、遂に莞爾とし而して弔客に對す。或は雲う、同屬壙（墓穴）に臨むを忌むと、遂に吉服し其の親を送らず。教えを傷り禮を敗ること、斯よりも甚だ為すは莫し！」

術士は皆な其の言を惡み、而れども識者は皆な以て確論と為す。

■**吐谷渾** [吐谷渾の騷乱] 丁巳（53-27+1=27日）、果毅都尉の**席君買**は精騎百二十を帥い、吐谷渾の丞相の**宣王**を襲撃し、之を破り、其の兄弟三人を斬る。初め、丞相の**宣王**は國政を専らにし、陰に**弘化公主**（帝は宗室の女を降嫁）を襲わんと謀り、其の王の**諾曷钵**を劫かして吐蕃に奔る。**諾曷钵**は之を聞き、輕騎にして鄯善城（古の樓蘭城、今砂漠に没す）に奔り、其の臣の**威信王**は兵を以て之を迎え、故に**君買**は之が為に討ちて**宣王**を誅す。國人は猶ほ驚き擾れ、戸部尚書の**唐儉**等を遣わして之を慰撫せしむ。

■**五月**、壬申（8+60-57+1=12日）、并州の父老は闕に詣りて上に泰山に封じ畢わり、還りて晉陽に幸す

を請い、上は之を許す。

■**百濟** **[百濟王の継承]** 丙子 (12+60-57+1=16日)、百濟は來たりて其の王の**扶餘璋**之喪を告げる、遣使して其の嗣子の**義慈**を冊命す。

■**[太子は于志寧を暗殺できず]** (六月か) 己酉 (45-26+1=20日)、星有り太微に孛す、太史令の**薛頤**は上言す、

「未だ東封す可からず」

と。辛亥 (47-26+1=22日)、起居郎の**褚遂良**も亦た之を言う。丙辰 (52-26+1=27日)、詔して封禪を罷む。太子の詹事の**于志寧**は母の喪に遭い、尋いで起復 (武徳年間に制して、文官、父母の喪に遭えば、職を去るを許す。

起復とは之を苦塊の中に起して、其の感触に復するなり。亦、之を奪情という) して就職す。太子は宮室を治め、農功を妨ぐ。又た鄭、衛之樂を好む。志寧は諫めれども、聽かず。又た宦官を寵暱し、常に左右に在らしむ、(11-220p) 志寧は上書し、以為く、

「易牙より以來、宦官は國家を覆亡する者は一に非ず。今**殿下**は此の屬を親寵し、衣冠を陵易 (しのぎ侮る) せ使む、長ず可からざる也。」

太子は司馭 (太子の僕寺に、厩牧署あり、翼馭十五人、駕士三十人あり) 等を役使し、半歳分番を許さず、又た私に突厥の**達哥友**を引きて宮に入れ、志寧は上書して切諫し、太子は大いに怒り、刺客の**張師政**、**紇干承基**を遣わして之を殺さしむ。二人は其の第に入り、志寧の苦塊 (苦に寝ね、塊を枕にす。孝子は盧中に居り、苦に寝臥し、頭は塊を枕にする) に寢處するを見、竟に殺すに忍びず而して止む。

■**突厥** **[突厥の馬を買わず]** 西突厥の**沙鉢羅葉護可汗** (前卷十三年にあり) は數々遣使して入貢す。秋、七月、甲戌 (10+60-56+1=15日)、左領軍將軍の**張大師**に命じ節を持し其の號する所に即き立てて可汗と為し、賜わるに鼓纛 (鼓と旗) を以てせしむ。上は又た使者に命じて多く金帛を繼し、諸國を歴、良馬を市わしむ、**魏徵**は諫めて曰く、

「可汗の位は未だ定まらず而るに先ず馬を市う、彼は必ず以為わん、陛下の志は馬を市うに在らず、可汗を立てるを以て名と為す耳と。可汗をして立つを得使むも、徳を荷なうは必ず淺からん。若し立つを得ざれば、怨みを為すこと實に深し。諸國は之を聞き、亦た中國を輕んじん。市うこと或は得ざらん、得るも亦た美に非ず。苟くも能く彼をして安寧なら使めば、則ち諸國之馬は、求めずして自ら至らん矣。」

上は欣然として之を止む。

突厥 **[西突厥内紛]** 乙毘咄陸可汗は**沙鉢羅葉護**と互いに相い攻め、乙毘咄陸は浸く強大なり、西域諸國は多く之に附く。未だ幾もなくして、乙毘咄陸は石國 (現・タシケント) の吐屯 (突厥の官名、分けて諸國を主らしむ) をして**沙鉢羅葉護**を撃た使め、之を擒とし以て歸り、之を殺す。

■**[殿屋は改修するな]** 丙子 (12+60-56+1=17日)、上は殿屋を指して侍臣に謂って曰く、

「天下を治めるは此の屋を建てるが如し、營構既に成れば、數々改移する勿れ。苟くも一椽 (垂木) を易え、一瓦を正、踐履動搖すれば、必ず損する所有り。若し奇功を慕い、法度を變じ、其の徳を恆せせざれば、勞擾實に多し。」

■**高句麗** **[高句麗討伐は難からず]** 上は職方 (天下の地図及び城隍鎮戍烽候の数を掌り、其の邦國の遠近及び四夷の帰化を辨ず。凡そ五方の区域、都邑の廢置、疆場の争訟、挙げて之を正す) 郎中の**陳大徳**を使わして高麗に使いせしむ。八月、己亥 (35-26+1=10日)、高麗より還る。大徳は初め其の境に入るや、山川風俗を知らんと欲し、至る所の城邑に、綾綺を以て其の守者に遺りて、曰く、

「吾は雅より山水を好む、此に勝處（景勝の地）有れば、吾は之を觀んと欲す。」

守者は喜び、之を導きて遊歴し、至らざる所無し、往往に中國人を見る、自ら云う、

「家は某郡に在り、隋末に従軍し、高麗に没し、高麗は妻あわずに游女を以てし、高麗と錯居し、殆んど將に半ならんとす矣。」

因りて親戚の存没を問ひ、大徳は之を給きて曰く、

「皆な恙無し。」

鹹な涕泣して相い告ぐ。數日の後、隋人は之を望み而して哭す者は、郊野に遍し。大徳は上に言つて曰く、

「其の國は高昌の亡びるを聞き、大いに懼れ、館候之勤め、常數に加える。」

上は曰く、

「高麗は本は（11-221p）四郡（漢の武帝が臨屯・眞番・楽浪・玄菟の四郡を置く）の地なる耳、吾は卒數萬を發して遼東を攻めれば、彼は必ず國を傾けて之を救わん。別に舟師を遣わして東萊に出で、海道より平壤に趨き、水陸勢いを合わせれば、之を取るは難からず。但だ山東の州縣は凋瘵（凋落疲弊）未だ復せず、吾は之を勞するを欲せざる耳。」

■ **【二喜一懼有り】** 乙巳（41-26+1=16日）、上は侍臣に謂つて曰く、

「朕は二喜一懼有り。比年は豊稔、長安の斗粟の直三、四錢なるは、一の喜び也。北虜は久しく服し、邊鄙に虞い無きは、二の喜び也。治安は則ち驕侈生じ易く、驕侈なれば則ち危亡立ちどころに至らんは、此れ一の懼れ也。」

■ **冬**、十月、辛卯（27-25+1=3日）、上は伊闕（旧の新城。隋の開皇十八年に名を更める。河南省河洛道洛陽県南、現・洛陽市洛竜区）に校獵す。壬辰（28-25+1=4日）、嵩陽（旧潁陽。隋の開皇六年に改めて武林という。大業元年に嵩陽。嵩高山あり。河南省河洛道登封県、現・鄭州市登封市）に幸す。辛丑（37-25+1=13日）、宮に還る。

■ **【李世勣を兵部尚書】** 并州大都督の長史の李世勣は州に在ること十六年、令すれば行われ禁ずれば止む、民夷は懷服す。上は曰く、

「隋の煬帝は百姓を勞し、長城を築きて以て突厥に備え、卒に益する所無し。朕は唯だ李世勣を晉陽に置き而して邊塵は驚かず、其の長城為ること、豈に壯ならず哉！」

十一月、庚申（56-54+1=3日）、世勣を以て兵部尚書と為す。

■ 壬申（8+60-54+1=15日）、車駕は西に長安に歸る。

【薛延陀反す】

■ **薛延陀** **突厥** **【薛延陀は封禪の隙に突厥を急襲】** 薛延陀の真珠可汗は上が將に東封せんとするを聞き、其の下に謂つて曰く、

「天子は泰山に封じ、土馬は皆な従う、邊境は必ず虚し、我は此の時を以て思摩を取らん、朽ちたるを拉するが如き耳。」

乃ち其の子の大度設に命じて同羅、僕骨、回紇、靺鞨、[雨習]（しゅう）等の兵を發し合わせて二十萬、漠南を度り、白道川に屯し、善陽嶺（朔州善陽県の北、山西省雁門道朔県、現・朔州市朔城区）に據り以て突厥を撃たしむ。俟利苾可汗は御ぐ能わず、部落を帥いて長城に入り、朔州を保ち、遣使して急を告げる。

■ **薛延陀** **突厥** **【唐は薛延陀を討伐へ】** 癸酉（9+60-54+1=16日）、上は營州都督の張儉に命じて所部の騎兵及び奚、[雨習]、契丹を帥いて其の東境を壓せしむ。兵部尚書の李世勣を以て朔州道行軍總管と為

し、兵六萬、騎千二百を將いて、羽方（紀事本末は朔方に作る。新唐書は朔州に作る）に屯せしむ。右衛大將軍の**李大亮**を靈州道行軍總管と為し、兵四萬、騎五千を將いて、靈武（靈州靈武郡に属す、現・寧夏回族自治区吳忠市古城鎮）に屯せしむ。右屯衛大將軍の**張士貴**に兵一萬七千を將い、慶州道行軍總管と為し、雲中（現・フフホト市托克托県）に出でしむ。涼州都督の**李襲譽**を涼州道行軍總管と為し、其の西に出でしむ。

■**薛延陀** **突厥** **〔諸將への戒め〕** 諸將は辭して行き、上は之を戒めて曰く、

「薛延陀は其の強盛を負い、漠を逾え而して南し、行くこと數千里、馬は已に疲れ瘦せる。凡そ用兵之道は、利を見て速かに進む、利あらざれば速かに退くべし。薛延陀は**思摩**の備えざるを掩いて、急に之を撃つ能わず、**思摩**は長城に入り、又た速かに退かず。吾は已に**思摩**に教し秋草を燒剃し、彼の糧糗は日々に盡き、野は獲る所無し。頃偵者は來たりて、雲わく、

「其の馬は林を噛み枝皮は略ぼ盡く。卿等は當に**思摩**と共に犄角を為すべし、速かに戦うを須いず、其の將に退かんとするを俟ち、(11-222p) 一時に奮撃すれば、之を破るは必ずなり矣。」

■十二月、戊子（24-24+1=1日）、車駕は京師に至る。

■**薛延陀** **突厥** **〔李世勣は大度設を撃破〕** 己亥（35-24+1=12日）、薛延陀は遣使して入見し、突厥と和親を請う。甲辰（40-24+1=17日）、**李世勣**は薛延陀を諾真水（雲中の古城の西北に出、四百里）に敗る。初め、薛延陀は西突厥の**沙鉢羅**及び**阿史那社爾**を撃ち、皆な歩戦を以て勝ちを取る。將に入寇せんとするに及び、乃ち大いに歩戦を教え、五人をして伍と為らせ、一人は馬を執り、四人は前み戦い、戦いて勝てば則ち授けるに馬を以てし奔るを追わしむ。是に於いて**大度設**は三萬騎を將いて長城に逼り、突厥を撃たんと欲し、而るに**思摩**は已に走り、得可からざるを知り、人を遣わして城に上りて之を罵らしむ。會々**李世勣**は唐兵を引いて至り、塵埃は天に漲り、**大度設**は懼れ、其の衆を將いて赤柯の灤（淮より以北、率ね積水の處を以て灤とす）より北に走る。**世勣**は磨下及び突厥の精騎六千を選んで直道より之を邀え、白道川を逾え、追いて青山に及ぶ。**大度設**は走ること累日、諾真水に至り、兵を勒して還り戦い、陳は十里に互る。突厥は先ず之と戦い、勝たず、還り走る。**大度設**は勝ちに乗りて之を追い、唐兵に遇う。薛延陀は萬矢俱に發し、唐の馬は多く死す。**世勣**は士卒に命じて皆な馬を下り、長槊を執り直ちに前みて之を衝かしむ。薛延陀の衆は潰え、副總管の**薛萬徹**は數千騎を以て其の馬を執る者を收める。薛延陀は馬を失い、為す所を知らず、唐兵は縦に撃ち、斬首は三千餘級、捕虜は五萬餘人。**大度設**は身を脱して走り、萬徹は之を追うも及ばず。其の衆は漠北に至り、大雪に値（脱×）い、人畜の凍死する者は什に八九あり。

■**突厥****李世勣**は還りて定襄に軍し、突厥の思結部の五台（本は、漢の太原慮厖県、久しく廢す。北魏は驢夷と改める。大業の初め、五台と改める。代州に属す。山西省雁門道五台县、現・忻州市五台县）に居る者は叛き走り、州兵は之を追う。會々**世勣**の軍は還り、夾撃し、悉く之を誅す。

■**薛延陀** **突厥** **〔薛延陀に利害を説く〕** 丙子（丙午か、42-24+1=19日）、薛延陀の使者は辭して還り、上は之に謂って曰く、

「吾は汝に約す、突厥と大漠を以て界と為すと、相い侵す者有れば、我は則ち之を討たん。汝は自ら其の強きを恃み、漠を逾えて突厥を攻める。**李世勣**が將いる所は才に數千騎耳、汝は已に狼狽すること此くの如し！歸りて可汗に語れ。凡そ舉措利害は、善く其の宜しきを擇ぶ可し。」

■ **〔魏徵は帝と群臣を叱る〕** 上は魏徵に問う、

「比來朝臣は何ぞ殊に事を論ぜざるや！」

對えて曰く、

「陛下は心を虚しくして採納すれば、必ず言う者有り。凡そ臣の國に徇じる者は寡し、身を愛する者は多く、彼は罪を畏れ、故に言わざる耳。」

と、上は曰く、

「然り。人臣は關説して旨に忤い、動もすれば刑誅に及ぶは、夫の湯火を蹈み白刃を冒す者と亦た何ぞ異ならん哉！是を以て禹は昌言を拜す（書經三謨にあり）、良に此が為也。」

房玄齡、高士廉は少府少監（少府監は從三品、少監は從四品、百工技巧の事を供するを掌る。凡そ天子の服飾、百官の儀制、展采備物、皆其の属を率いて以て之を供す）の竇德素に路に遇い、問う、

「北門近ごろ何をか營繕するや？」

德素は之を奏す。上は怒り、玄齡等を讓めて曰く、

「君は但だ南牙（唐の正牙は南に在り、故に南牙と曰う。玄武門は北に在り、北門と曰う）の政事を知る、北門の小營繕は、何ぞ君の事に預からん！」（11-223p）

玄齡等は拜謝す。魏徵は進みて曰く、

「臣は陛下が何を以て玄齡等を責め、而して玄齡等も亦た何の謝する所なるかを知らず！玄齡等は陛下の股肱耳目為り、中外の事に於いて豈に知る應からざる者有らん！營む所をして是と為さ使めば、當に陛下を助けて之を成すべし。非と為せば、當に陛下に請いて之を罷むべし。有司に問うは、理は則ち宜しく然るべし。何の罪ありてか而して責めるか知らず、亦た何の罪ありてか而して謝する也！」

上は甚だ之を愧じる。

■ [張行成は帝が臣に誇るを批判] 上は嘗て朝に臨みて侍臣に謂って曰く、

「朕は人主と為り、常に將相之事を兼ねる。」

給事中の張行成は退き而して上書して、以為く、

「禹は矜伐せず（書に、舜は禹に謂って曰く、汝惟だ矜らず、天下は汝と能を争うもの莫し。汝は惟伐らず、天下は汝と争うもの莫し）而して天下は之と争う莫し。陛下は亂を撥い正に反す、群臣は誠に清光を望むに足りず。然れども必ずしも朝に臨みて之を言わず。萬乗之尊を以て、乃ち群臣と功を校べ能を争うは（群臣は遠く陛下に及ばずの意味）、臣は竊に陛下の為に取らず。」

上は甚だ之を善しとす。

太宗文武大聖大廣孝皇帝中之中 貞觀十六年（壬寅，642年）

■ [太子と庶子の分別] 春，正月，乙丑（1+60-53+1=9日），魏王の泰は《括地誌》を上る。泰は學を好み、司馬の蘇勣は泰を説くに、

「古之賢王を以て皆な士を招きて書を著す」

というを以てす、故に泰は奏して之を修めんと請う。是に於いて大いに館舎を開き、廣く時俊を延き、人物は輻湊し、門庭は市の如し。泰の月給は太子を逾え、諫議大夫の褚遂良は上疏して、以為く、

「聖人は禮を制し、嫡を尊び（統により補充）庶を卑しみ、世子の用物（統は服物）は會せず、王者と之を共にす。庶子は愛すと雖も、嫡を逾えるを得ず、嫌疑之漸を塞ぎ、禍亂之源を除く所以也。若し當に親しかるべき者が疏く、當に尊ぶべき者卑しければ、則ち佞巧之奸は、機に乗り而して動かん矣。昔漢の竇太后は梁の孝王を寵し（漢の景帝妃）、卒に憂を以て死す。宣帝は淮陽の憲王を寵し（宣帝元帝紀）、亦た幾んど敗に至らんと。今魏王は新たに閣を出で、宜しく示すに禮則を以てし、訓えるに謙儉を以てすべし、乃ち良器と

為らん、此れ所謂『聖人之教えは肅ならず而して成る』(孝經にあり、孔子の言) 者也。」

上は之に従う。

■ 「魏王を第に歸らしむ」 上は又た泰をして徙りて武徳殿に居ら令む。魏徴は上疏し、以為く、

「陛下は魏王を愛し、常に之をして安全なら使めんと欲し、宜しく毎に其の驕奢を抑え、嫌疑之地に處かざるべし。今移りて此の殿に居る、乃ち東宮之西に在り、海陵(帝の弟の元吉、海陵の刺王に追封せられる)は昔嘗て之に居り、時人は以て可と為さず。時異に事異なりと雖も、然も亦た恐らくは魏王之心敢えて安息せざらん也。」

上は曰く、

「幾んど此の誤りを致さんとす。」

遽に泰を遣りて第に歸らしむ。

■ 辛未 (7+60-53+1=15日)、死罪の者を徙して西州を實し、其の流徒を犯するは則ち戍に充て、各々罪の輕重を以て年限を為す。

■ 「浮游無籍に籍を与える」 天下に敕して浮游無籍の者を括(取り調べ)し、來年末を限りて附し(籍に附くるなり)畢(華×)らしむ。(11-224p)

■ 兼中書侍郎の岑文本を以て中書侍郎(二人あり)と為し、専ら機密を知らしむ。

■ 「褚遂良は起居注を見せず」 夏、四月、壬子(48-22+1=27日)、上は諫議大夫の褚遂良に謂つて曰く、

「卿は猶ほ起居注(漢の獻帝及び西晋以後の諸帝には起居註有り。皆史官の録する所なり。隋は起居舍人を置き、初めて職員と為し、列して侍臣と為し、専ら其の事を掌らしむ。季毎に卷を為し、史官に送付す。其の他官を以て兼ねる者は、之を知起居註という)に知たり、書く所は觀るを得可き乎？」

對えて曰く、

「史官は人君の言動を書き、備に善惡を記す、庶幾わくは人君は敢えて非を為さざらん、未だ自ら取り而して之を觀るを聞かざる也！」

上は曰く、

「朕に不善有れば、卿も亦た之を記す邪？」

對えて曰く、

「臣の職は當に筆を載すべし、敢えて記せずんばあらず。」

黃門侍郎の劉洎は曰く、

「借使遂良記せずとも、天下も亦た皆な之を記さん。」

上は曰く、

「誠に然り。」

■ 六月、庚寅(26-21+1=6日)、詔して、

「息の隱王には皇太子を追復すべし、海陵の刺王の元吉には巢王を追封すべし」

と、諡は並びに舊に依る。

■ 「皇太子は張玄素を襲わせる」 甲辰(40-21+1=20日)、詔して、

「自今皇太子が庫物を出だし用いるには、所司は限制を為す勿れ。」

是に於いて太子は發取すること度無し、左庶子の張玄素は上書し、以為く、

「周の武帝は山東を平定し、隋の文帝は江南を混一し、勤儉にして民を愛し、皆な令主と為す。子有り不肖なり(武帝の子は天元、文帝の子は煬帝)、卒に宗祀を亡ぼす。聖上は殿下の親は則ち父子、事は家國を兼ねる

を以て、應に用いるべき所の物は節限を為さず、恩旨は未だ六旬を逾えざるに、物を用いること已に七萬に過ぎ、驕奢之極は、孰か此に過ぎると雲わん！況んや宮臣正士、未だ嘗て側に在らず。群邪淫巧は、深宮に暱近す。外に在りて瞻仰するに、已に此の失有り。中に居りて隱密なるは、寧ぞ勝げて計る可けんや！苦藥は病に利あり、苦言は行いに利あり、伏して惟うに安きに居りて危きを思い、日、一日よりも慎しむべし。」

太子は其の書を惡み、戸奴（官奴の門戸を守るを掌る）をして玄素が早朝するを伺い、密に大馬槌を以て之を撃た令め、幾んど斃れんとす。

■秋，七月，戊午（54-50+1=5日），長孫無忌を以て司徒と為し，房玄齡を司空と為す。

■【隋末以来の福手福足を禁ず】庚申（56-50+1=7日），制す、

「今より自ら傷殘する者有れば，法に據りて罪を加え，仍つて賦役に従わしめん。」

隋末の賦役は重數にして，人は往往にして自ら支體を折り，之を「福手」、「福足」と謂う。是に至りて遺風は猶を存し，故に之を禁ず。

【魏徵の重み】

■【病の魏徵に宅から諫言させる】特進の魏徵は疾有り，上は手詔して之に問い，且つ言う、

「數日見ず，朕は過ぎること多し矣。今自ら往かんと欲し，恐れるは益々勞を為さんと。若し聞見する有れば，封狀して進來す可し。」

徵は上言す、

「比者は弟子は師を陵ぎ，奴婢は主を^{ちかごろ}忽にし，下は多く上を^{ゆるがせ}輕んじ，皆な為にする有り而して然り，漸長ず可からず。」

又た言う、

「陛下は朝に臨み，常に至公を以て言と為す，退き而して之を行えば，未だ私僻を免れず。或は人の知るを畏れ，横しまに威怒を加え，蓋わんと欲して彌々彰われる，竟に何の益有らん！」

徵の宅に堂無し，上は命じて小殿之材を輟め以て之を構えしめ（11-225p），五日に而して成り，仍つて賜わるに素屏風、素褥、幾、杖等を以てし、以て遂に其の尚ぶ所と為る。徵は上表して謝し，上は手詔して稱す、

「卿を處するに此に至るは，蓋し黎元と國家との為なり，豈に一人の為ならんや，何ぞ事過ぎたる謝を事とせん！」

■【魏徵を太子の太師と為す】八月，丁酉（33-20+1=14日），上は曰く、

「當今、國家何事か最も急なるや？」

諫議大夫の褚遂良は曰く、

「今四方は虞い無し，唯だ太子、諸王は宜しく定分有るべきは最も急なり。」

上は曰く、

「此の言は是也。」

時に太子の承乾は徳を失い，魏王の泰は寵有り，群臣は日々疑議有り，上は聞き而して之を惡み，侍臣に謂つて曰く、

「方今群臣の，忠直なるは魏徵を逾える無く，我は遣わして太子に傳たらしめ，用つて天下之疑いを絶たん。」

九月，丁巳（53-49+1=5日），魏徵を以て太子の太師と為す。徵の疾は小しく愈え，朝堂に詣りて表辭（上表して辞退）し，上は手詔して諭して以わく、

「周の幽（周の幽王は太子を廢して褒姒の子の伯服を太子とし、犬戎の殺す所と為り、周室は遂に微なり）、晉の獻（晉の獻公は世子を廢し、驪姫の讒言を信じ、太子申生を殺し、国大いに乱れる）は，嫡を廢して庶を立て，國を危うくし家を亡ぼす。漢の高祖は幾んど太子を廢せんとし（漢の高帝紀にあり），四皓（四人の老賢人、漢の2代目の恵帝が太子の時に補佐役として支えた。戦乱が終わって漢の世になり、初代皇帝の高祖に仕えるよう求められたが、応じなかった。高祖の寵妃戚夫人在が上盈太子を廢して自が産んだ趙王如意を立てようとしたため、太子の生母呂后が張良を召して四皓を訪ね、出慮を促した、wikipedia）に頼りて然る後に安ず。我は今公に頼るは，即ち其の義也。公の疾病を知り，臥して之を護る可し。」
徵は乃ち詔を受ける。

【西域の動乱】

■ **薛延陀** **〔薛延陀は昏を請う〕** 癸亥（59-49+1=11日），薛延陀の**真珠可汗**は其の叔父の**沙鉢羅泥孰俟斤**を遣わして來たりて昏を請い，馬三千，貂皮三萬八千，^{めのう}馬腦鏡一を獻ず。

■ **〔郭孝恪の西域鎮撫〕** 癸酉（9+60-49+1=21日），涼州都督の**郭孝恪**を以て安西都護、西州刺史を行わしめ，高昌の舊民鎮兵及び謫徙（死罪流徒謫徙）する者と西州に雜居し，**孝恪**は誠を推して撫御し，鹹な其の歡心を得る。

■ **突厥** **〔郭孝恪と西突厥の戦闘〕** 西突厥の**乙毘咄陸可汗**は既に**沙鉢羅葉護**を殺し，其の衆を並せ，又た吐火羅（バクトリアがトハラ人の土地という意味でトハリスタンと命名、パミールの東、オクシス河の南）を撃ち，之を滅す。自ら強大なるを恃み，遂に驕倨し，唐の使者を拘留し，西域を侵暴す，兵を遣わして伊州を寇す。**郭孝恪**は輕騎二千を將いて烏骨より邀撃し，之を敗る。**乙毘咄陸**は又た處月、處密の二部を遣わして天山（西州の西南に南平・安昌・兩城有り）を圍む。**孝恪**は撃ちて之を走らせ，勝ちに乗りて進みて處月の俟斤の居る所の城を抜き，奔るを追いて遏索山に至り，處密之衆を降し而して歸る。

■ **〔高昌を藩屏として立てるべきか〕** 初め，高昌は既に平らぎ，歳ごとに兵千餘人を發して其の地を戍守せしむ。**褚遂良**は上疏して，以為く、

「聖王は治を為すや，華夏を先にし而して夷狄を後にす。**陛下**は兵を興して高昌を取り，數郡は蕭然とし，累年復せず（承平の旧に復す能わず）。歳ごとに千餘人を調して屯戍せしめ，遠く郷里を去り，産を破りて辦裝（旅行の用意）す。又た罪人を謫徙す，皆な無頼の子弟なり，適々邊鄙を騷擾するに足り，豈に能く行陳に益有らん！遣わす所多く復た逃亡し，^{いたず}徒らに追捕を煩わす。加えて以て道塗の經る所，沙磧千里，冬風割くが如く，夏風は焚くが如し，（11-226p）行く人の往來は，之に遇えば多く死す。^{たとえ}設使張掖、酒泉に烽燧之警有りと，**陛下**は豈に高昌の一夫斗粟之用を得るや？終に當に隴右諸州の兵食を發して以て之に赴くべき耳。然らば則ち河西者，中國之心腹なり。高昌者，他人之手足なり。奈何して本根を糜弊し以て無用之土を事とせん乎！且つ**陛下**は突厥、吐谷渾を得，皆な其の地を有たず，之が為に君長を立て以て之を撫す，高昌は獨り與に比と為すを得ざらん乎！叛き而して之を執り，服し而して之を封ずは，刑は焉よりも威なるは莫く，徳は焉よりも厚くは莫し。願わくは更に高昌の子弟の立てる可き者を擇び，其の國に君たら使め，子子孫孫，大恩を負荷し，永く唐室の籙輔と為り，内安く外寧からん，亦た善からず乎！」

上は聽かず。西突厥が入寇するに及び，上は之を悔いて，曰く、

「魏徵、褚遂良は我に復た高昌を立てるを勧め，吾は其の言を用いず，今方に自ら咎める耳。」

■**突厥**「**乙毘咄陸は吐火羅に奔る**」乙毘咄陸は西に康居を撃ち、道は米國（一に彌米と曰い、一に弭秣賀と曰う。Maimargの略訳。現・タジキスタン共和国タンジセント）を過ぎ、之を破る。虜獲は甚だ多く、其の下に分ち與えず、其の將の泥孰噉は輒ち之を奪取し、乙毘咄陸は怒り、泥孰噉を斬り以て^{とな}衒え、衆は皆な憤怒す。泥孰噉の部將の胡祿屋は襲いて之を撃ち、乙毘咄陸の衆は散り、走りて白水胡城を保つ。是に於いて弩失畢の諸部及び乙毘咄陸の所部の屋利噉等は遣使して闕に詣り、乙毘咄陸を廢し、更に可汗を立てんと請う。上は遣使して璽書を繼し、莫賀咄（193卷二年にあり）之子を立てて乙毘射匱可汗と為す。乙毘射匱は既に立ち、悉く乙毘咄陸が留める所の唐の使者を禮遣し、諸部を帥いて乙毘咄陸を白水胡城に撃つ。乙毘咄陸は兵を出して之を撃ち、乙毘射匱は大いに敗る。乙毘咄陸は遣使して其の故の部落を招き、故の部落は皆な曰く、

「我をして千人戦死して、一人獨り存せ使むとも、亦た汝に従わず！」

乙毘咄陸は自ら衆の附く所に為らざるを知り、乃ち西に吐火羅に奔る。

■**宇文士及は卒す**冬，十月，丙申（32-19+1=14日），殿中監郢の縱公（諡法に、百度を敗乱するを縱と曰い、徳を怠り禮を敗るを縱と曰う）の宇文士及は卒す。上は嘗て樹下に止まりて、之を愛し、士及は従い而して之を譽めて已まず、上は正色して曰く、

「魏徵は常に我に佞人を遠ざけるを勧め、我は佞人の誰為るかを知らず、意うに疑い是れ汝ならんと、今果たして^{あやま}謬らず！」

士及は叩頭して謝す。

■**薛延陀**「**薛延陀に一女を愛まず**」上は侍臣に謂って曰く、

「薛延陀は漠北に屈強にして、今之を御するに止だ二策有り、苟くも兵を發して之を殄滅するに非ざれば、則ち之と婚姻し以て之を撫する耳。二者何れに従わん？」

房玄齡は對えて曰く、

「中國は新たに定まり、兵は凶にして戦いは危し、臣は以為うに和親は便なり。」

上は曰く、

「然り。朕は民の父母と為り、苟くも之を利す可くば、何ぞ一女を^{おし}愛まん！」

【薛延陀から契苾何力を救出】

■**薛延陀**「**契苾何力は真珠可汗に捕われる**」是より先、左領軍將軍の契苾何力（チュルク系將軍、～677）の母の姑臧夫人及び弟の賀蘭州（鉄勒諸部初めて降り、契苾部を持って榆溪州を置く。後に又分けて賀蘭州を置く。何力来たり降ること、194卷四年にあり）都督の沙門は皆な涼州に在り、上は何力を遣わして歸覲し、且つ其の部落を撫せしむ。時に薛延陀は方に強く、契苾の部落は皆な之に歸せんと欲し、何力は大いに驚きて曰く、（11-227p）

「主上の厚恩は是くの如し、奈何して遽に叛逆を為すや！」

其の徒は曰く、

「夫人、都督は先に已に彼に詣り、之を若何ぞ往かざらんや！」

何力は曰く、

「沙門は親に孝に、我は君に忠に、必ず汝に従わず。」

其の徒は之を執り薛延陀に詣り、真珠の牙帳の前に置く。何力は箕踞し、佩刀を抜き東に向かいて大呼して曰く、

「豈に唐の烈士に而して屈を虜庭に受ける有らんや、天地日月、願わくは我が心を知るべし！」

困りて左耳を割きて以て誓う。真珠は之を殺さんと欲し、其の妻は諫め而して止む。

■**薛延陀** **[公主降嫁により契苾何力を救出]** 上は契苾が叛くと聞き、曰く、
「必ず何力之意に非ず。」

左右は曰く、

「戎狄は氣類相い親しむ、何力は薛延陀に入り、魚の水に趨くが如き耳。」

上は曰く、

「然らず。何力の心は鐵石の如し、必ず我に叛さず！」

會々使者の薛延陀より來たる有り、具に其の狀を言い、上は之が為に泣を下し、左右に謂って曰く、

「何力は果たして如何！」

即ち兵部侍郎の**崔敦禮**に命じて節を持して薛延陀に諭し、**新興公主** (帝の女) を以て之に妻あわせ、以て何力を求める。何力は是に由りて還るを得、右驍衛大將軍に拜す。

【高句麗の暗雲】

■**高句麗** **[高句麗泉蓋蘇文のクーデター]** 十一月、丙辰 (52-48+1=5 日)、上は武功に校獵す。丁巳 (53-48+1=6 日)、營州都督の**張儉**は高麗の東部大人の**泉蓋蘇文** (日本書紀には伊梨柯須彌・蓋金。姓の淵・泉は高句麗語の「いり、高句麗語で水源の意味」を漢字訳、名の蓋蘇文は高句麗語でかすみの当て字) が其の王の**武**を弑すと奏す。蓋蘇文は凶暴にして、多く不法なり、其の王及び大臣は之を誅するを議す。蓋蘇文は密に之を知り、悉く部兵を集め校閱する者の若し、並せて盛んに酒饌を城南に陳ね、諸大臣を召し共に臨視し、兵を勒して盡く之を殺し、死者は百餘人あり。困りて馳せて宮に入り、手ずから其の王を弑し、斷ちて數段と為し、溝中に棄て、王の弟の子の**藏** (安臧王) を立てて王と為す。自ら莫離支 (マリキカ) と為し、其の官は中國の吏部兼兵部尚書の如し也。是に於いて遠近に號令し、國事を専制す。蓋蘇文の狀貌は雄偉にして、意氣は豪逸、身は五刀を佩び、左右は敢えて仰視する莫し。馬を上下する毎に、常に貴人、武將をして地に伏せ令め而して之を履む。出行すれば必ず隊伍を整え、前導者が長呼すれば、則ち人は皆な奔迸し、坑谷を避けず、路は行者を絶ち、國人は甚だ之を苦しむ。

■**壬戌** (58-48+1=1 1 日)、上は岐陽 (貞觀七年に岐州の岐山。雍州の上宜を分けて岐陽県を置く。岐州に属す。陝西省関中道岐山県、現・宝鸡市岐山県) に校獵し、困りて慶善宮に幸し、武功の故老を召し宴賜し、歡を極め而して罷む。庚午 (6+60-48+1=1 9 日)、京師に還る。

■ **[兆民之主の役割]** 壬申 (8+60-48+1=2 1 日)、上は曰く、

「朕は兆民之主と為り、皆な之をして富貴なら使めんと欲す。若し教えるに禮義を以てし、之をして少は長を敬い、婦は夫を敬まわ使めば、則ち皆な貴し矣。徭を軽くし斂を薄くし、之をして各々生業を治め使む。則ち皆な富む矣。若し家給し人足れば、朕は管弦を聴かざると雖も、楽しみは其の中に在り矣。」

■**高句麗** **[高句麗未だ攻めず]** 亳州刺史の**裴行莊** (裴莊×) は奏して高麗を伐つを請い、上は曰く、

「高麗王の**武**は職貢絶えず、賊臣の為に弑せらる所、朕は之を哀しむこと甚だ深し、固より忘れざる也。但だ喪に困り亂に乗り而して之を取るは、之を得ると雖も貴からず。且つ山東は凋弊し (司馬懿以来、遼東を攻めるには、山東からの水軍を出す必要がある)、吾は未だ兵を用いるを言うを忍ばざる也。」 (11-228p)

【太宗は出来すぎた君主】

■ **[黨仁弘の功勞と罪]** 高祖之關に入る也 (隋の恭帝義寧元年にあり)、隋の武勇郎將の馮翊の**黨仁弘**は兵二千

餘人を將いて、蒲板に於いて**高祖**に歸し、從いて京城を平らげ、尋いで陝州總管に除し、大軍は東を討ち（王世充を討つ時）、**仁弘**は餉を轉じて絶えず、南寧、戎（梁は犍為郡を以て戎州を置く。隋は州を廢して郡と為す。唐は復た郡を改めて州と為す。四川省永寧道宜賓県、現・宜賓市叙州区）、廣州都督を歴る。**仁弘**は才略有り、至る所聲跡を著わし、上は甚だ之を器とす。然るに性は貪にして、廣州を罷め、人の訟える所と為り、百餘萬を贓し、罪は死に当たる。上は侍臣に謂って曰く、

「吾は昨に大理が五たび**仁弘**を誅せんと奏するを見る（五年に制して、死刑囚は三日に五たび覆奏せしむ）、其の白首にして戮に就くを哀れむ、晡食あはに方り、遂に命じて案を撤せしむ。然るに之が為に生理を求めれども、終に得可からず。今法を曲げて公等に就き之を乞わんと欲す。」

十二月、壬午（18-18+1=1日）朔、上は復た五品已上を召し太極殿前に集め、謂って曰く、

「法者、人君は天を受ける所にして、私を以て而して信を失う可からず。今**朕**は**黨仁弘**に私し而して之を赦さんと欲す、是れ其の法を亂し、上は天に負くなり。蒿を南郊に席き、日に一たび蔬食を進め、以て罪を天に謝すること三日せんと欲す。」

房玄齡等は皆な曰く、

「生殺之柄は、人主の専らにするを得る所也、何ぞ自ら貶責すること此くの如きに到らん！」

上は許さず、群臣は頓首して固く庭に請い、且より日昃に至り、上は乃ち手詔を降し、自ら稱す、

「**朕**に三罪有り。人を知ること明らかならず、一也。私を以て法を亂すは、二也。善を善とするも未だ賞せず、惡を惡とすれども未だ誅せずは、(11-229p) 三也。公等を以て固く諫め、且く來請に依らん。」

是に於いて**仁弘**を黜けて庶人と為し、欽州に徙す。

■ **[驪山の囲み壊れるを刑すや否や]** 癸卯（39-18+1=20日）、上は驪山の温湯に幸す。甲辰（40-18+1=23日）、驪山に獵す。上は山に登り、圍みに斷える處有るを見、顧みて左右に謂って曰く、

「吾は其の整えざるを見而して刑せざれば、則ち軍法は墮おちる。之を刑すれば、則ち是れ吾が高きに登りて下ひくきを臨み以て人之過ちを求める也。」

乃ち托するに道の險しきを以て、轡を引きて谷に入り以て之を避ける。乙巳（41-18+1=24日）、宮に還る。

■ **[亡秦の酷法に倣わず]** 刑部は反逆縁坐律に兄弟官に没するを以て輕きと為し、改めて死に従うを請う。八座に敕して之を議し、議者は皆な以為く、

「秦、漢、魏、晉之法は、反する者は皆な三族たいらを夷ぐ、今宜しく刑部の請いの如くすべし、是と為す。」

給事中の**崔仁師**は駁して曰く、

「古者父子兄弟の罪は相い及ばず、奈何して亡秦の酷法を以て隆周の中典（中正なる法典）を變ぜん！且つ其の父子を誅するは、其の心を累たわすに足る、此れ而して顧みざれば、何ぞ兄弟を愛まん！」

上は之に従う。

■ **[名君あれば治まる]** 上は侍臣に問いて曰く、

「古より或は君亂し而して臣治める、或は君治し而して臣亂す、二者は孰まされかに愈るや？」

魏徵は對えて曰く、

「君治めれば則ち善惡賞罰は当たる、臣安んぞ得而して之を亂すや！苟くも治めずと為せば、縦に暴して諫もとめに復る、良臣有りと雖も、將たまた安んぞ施す所あらんや！」

上は曰く、(11-229p)

「齊の**文宣**は**楊遵彦**を得、君亂し而して臣治めるに非ず乎？（166 卷梁の敬帝太平元年にあり）」

と、對えて曰く、

「彼は才に能く亡ぶるを救う耳、烏んぞ治と為すに足らん哉！」

太宗文武大聖大廣孝皇帝中之中貞觀十七年（癸卯，643年）

■ 〔足疾の太子を代えず〕 春，正月，丙寅（2+60-48+1=15日），上は群臣に謂って曰く、

「聞く、外間の士民は太子が足疾有り，魏王が穎悟にして，多く游幸に従うを以て，遽に異議を生じ，徼幸之徒は，已に附會する者有り。太子は足を病むと雖も，步履を廢せず。且つ《禮》に、嫡子死すれば，嫡孫を立つ。太子の男は已に五歳，朕は終に孽（支庶）を以て宗（嫡子）に代え，窺窬之源をひらかざる也。」

■ 〔魏徵薨じ、太宗は一鏡を亡う〕 鄭文貞公の魏徵は疾に寝ね，上は使者を遣わして問訊し，賜わるに藥餌を以てし，道に相い望む。又た中郎將の李安儼を遣わして其の第に宿し，動靜以て聞せしむ。上は復た太子と同じく其の第に至り，衡山公主を指さし，以て其の子の叔玉に妻あわせんと欲す。戊辰（4+60-48+1=17日），徵は薨じ，百官の九品以上に命じて皆な喪に赴かしめ，羽葆（儀仗中の華蓋、鳥羽を以て連続して飾りと為す）鼓吹を給し，昭陵に陪葬せしむ。其の妻の裴氏は曰く、

「徵は平生儉素なり，今葬るに一品の羽儀を以てするは，亡者之志に非ず。」

悉く辭して受けず，布車を以て柩を載せ而して葬る。上は苑の西樓（長安の禁苑の西樓なり）に登り，望し哭し哀を盡くす。上は自ら碑文を製し，並せて為に石に書す。上は徵を思いて已まず，侍臣に謂って曰く、

「人は銅を以て鏡と為れば，以て衣冠を正す可し，古を以て鏡と為せば，以て興替を見る可し，人を以て鏡と為せば，以て得失を知る可し。魏徵没すれば，朕は一鏡を亡うなり矣！」

■ 〔丘行恭は蘭成の心肝を食らう〕 鄆の尉の游文芝は告げる、

「代州都督の劉蘭成は反を謀ると」

と，戊申（戊辰か、4+60-48+1=17日），蘭成は坐して腰斬せらる。右武侯將軍の丘行恭は蘭成の心肝を探りて之を食らう。上は聞き而して之を讓めて曰く、

「蘭成は反を謀り，國に常刑有り，何ぞ是くの如きに至るや！若し以て忠孝と為せば，則ち太子諸王は先ず之を食らう矣，豈に卿に至らん邪！」

行恭は慚じ而して拜謝す。

【褚遂良が諫める筆頭に】

■ 〔漆器を諫めるの意味〕 二月，壬午（18-17+1=2日），上は諫議大夫の褚遂良に問いて曰く、

「舜は漆器を造り，諫める者は十餘人。此れ何ぞ諫めるに足りん？」（説苑に、堯は天下を釋き、舜は之を受け、飲器を作為し、木を斬りて之を裁し、猶ほ之を漆黒す。諸侯は侈り、國の服せざる者十有三と）

對えて曰く、

「奢侈なる者は，危亡之本なり。漆器も已まざれば，將に金玉を以て之を為らんとす。忠臣は君を愛し，必ず其の漸を防ぐ，若し禍亂已に成れば，復た諫める所無し矣。」

上は曰く、

「然り。朕に過ち有れば，卿も亦た當に其の漸を諫めるべし。朕は前世の帝王の諫めを拒む者を見，多く云う『業すゝに已に之を為す』，或は云う『業すゝに已に之を許す』，終に為に改めず。此くの如く，危亡無きを欲するとも，得ん乎？」

■ **【幼稚な皇子の都督・刺史】**時に皇子の都督、刺史と為る者は多くは幼稚にして、**遂良**は上疏して、以為く、

「漢の**宣帝**（24巻漢の宣帝地節二年にあり）は云う、『我と共に天下を治める者は、其れ惟だ良二千石乎？』今皇子は幼稚にして、未だ政に従うを知らず、若かず且く京師に留め、教えるに經術を以てし（11-230p）、其の長じるを俟ち而して之を遣るべし。」

上は以て然りと為す。

■ **【太宗は侯君集の謀反を見て逃す】**壬辰（28-17+1=1 2日）、太子の詹事の**張亮**を以て洛州都督と為す。**侯君集**は自ら功有り而して吏に下すを以て、怨望し、異志有り。**亮**は出でて洛州と為り、**君集**は之を激して曰く、

「何人か相い排するや？」

亮は曰く、

「公に非ざれば而して誰あるや！」

君集は曰く、

「我は一國を平らげて來り、嗔りに逢いて屋大の如し、安んぞ能く仰排せんや！」

因りて袂を攘いて曰く、

「鬱鬱として殊に生を聊んぜず！公は能く反せん乎？公と反せん！」

亮は密かに以て聞す。上は曰く、

「卿は**君集**と皆な功臣なり、語る時旁に它人無し、若し吏に下す（前卷十四年にあり）とも、**君集**は必ず服せず。此くの如く、事は未だ知る可からず、卿は且く言う勿れ。」

君集を待つこと故の如し。

■ **【鄜州都督の尉遲敬徳は表して骸骨を乞う。**乙巳（41-17+1=2 5日）、**敬徳**を以て開府儀同三司と為し、五日に一たび參せしむ。

■ **【人主は皆に攻められる】**丁未（43-17+1=2 7日）、上は曰く、

「人主は惟だ一心有り、而して之を攻める者は甚だ衆し。或は勇力を以てし、或は辯口を以てし、或は諂諛を以てし、或は奸詐を以てし、或は嗜欲を以てし、輻湊して之を攻め、各々自ら售らんことを求め、以て寵祿を取らんとす。人主は少しく懈りて、其の一を受ければ、則ち危亡之に隨い、此れ其の難き所以也。」

■ **【功臣の肖像画を描く】**戊申（44-17+1=2 8日）、上は命じて功臣の趙公の**長孫無忌**、趙郡の元王の**孝恭**、萊成公の**杜如晦**、鄭文貞公の**魏徵**、梁公の**房玄齡**、申公の**高士廉**、鄂公の**尉遲敬徳**、衛公の**李靖**、宋公の**蕭瑀**、褒忠壯公の**段志玄**、夔公の**劉弘基**、蔣忠公の**屈突通**、鄖節公の**殷開山**、譙襄公の**柴紹**、邳襄公の**長孫順徳**、鄖公の**張亮**、陳公の**侯君集**、郟襄公の**張公謹**、盧公の**程知節**、永興文懿公の**虞世南**、渝襄公の**劉政會**、莒公の**唐儉**、英公の**李世勣**、胡壯公の**秦叔寶**等を凌煙閣（西内三清殿の側に在り）に圖畫せしむ。

【齊王の祐の反乱】

■ **【齊王の祐は武装強化】**齊州都督の齊王の**祐**は、性は輕躁にして、其の舅の尚乘直長（尚乘局は殿中監に屬す。奉御有り、直長有り。内外の閑廐の馬を掌り、其の龕良を辨じ、而して其の習馭を率いる者なり）の**陰弘智**は之に説いて曰く、
「王の兄弟は既に多く、陛下の千秋萬歳の後、宜しく壯士を得て以て自衛すべし。」

祐は以て然りと為す。**弘智**は因りて妻の兄の**燕弘信**を薦し、**祐**は之を悦び、厚く金玉を賜い、陰に死士を

募ら使む。

■ **「權萬紀・韋文振は李祐に恨まれる」** 上は剛直之士を選びて以て諸王を輔け、長史、司馬と為し、諸王に過ち有れば以て聞せしむ。祐は群小と暱近し、畋獵を好み、長史の**權萬紀**は驟々諫めるも聽かず。壯士の**咎君謨**、**梁猛彪**は祐の幸を得、**萬紀**は皆な之を劾逐し、祐は潜に召還し、之を寵すること逾々厚し。上は數々書を以て祐を切責し、**萬紀**は並せて罪を獲るを恐れ、祐に謂って曰く、

「王は審し能く自ら新たにすれば、**萬紀**は請う、入朝して之を言わん。」

乃ち祐の過失を條し、迫りて表首せ令め、祐は懼れ而して之に従う。**萬紀**は京師に至り、祐が必ず能く俊改すると言う。上は甚だ喜び、**萬紀**に勉めしめ、而して祐の前過を數め、敕書を以て之を戒む。祐は之を聞き、大いに怒りて曰く、(11-231p)

「長史は我を賣るや！我に勧め而して自ら以て功と為す、必ず之を殺さん。」

上は校尉（唐の諸府には各々校尉有り、一校尉毎に、旅師二人を領す）の京兆の**韋文振**が謹直なるを以て、用いて祐の府の典軍と為し（王国の親事府・帳内府に各々典軍二人有り、正五品上、副典軍二人、従五品上。校尉以下を率いて守備陪從するの事を掌る）、**文振**は數々諫め、祐は亦た之を惡む。

■ **「祐は萬紀を殺して反乱、討伐へ」** **萬紀**は性は褊にして、専ら刻急を以て祐を拘持し、城門外に出でるを聽さず、悉く鷹犬を解き縦ち、**君謨**、**猛彪**を斥けて祐に見えるを得ざらしむ。會々**萬紀**の宅中に塊有りて夜落ち、**萬紀**は以為えらく、**君謨**、**猛彪**が己を殺さんと謀ると、悉く收系し、驛を發して以て聞し、並せて祐と同じく非を為す者數十人を劾す。上は刑部尚書の**劉德威**を遣わして往きて之を按ぜしめ、事は頗る驗有り、祐に詔して**萬紀**と俱に入朝せしむ。祐は既に忿りを積み、遂に**燕弘信**の兄の**弘亮**等と**萬紀**を殺さんと謀る。**萬紀**は詔を奉じて先行し、祐は**弘亮**等二十餘騎を遣わして追いて之を射殺す。祐の黨は共に**韋文振**に逼りて與に同じく謀らんと欲し、**文振**は従わず、馳せて走ること數里、追及し、之を殺す。寮屬は股慄し、稽首して地に伏せ、敢えて仰視する莫し。祐は因りて私に上柱國、開府等の官を署し、庫物を開きて賞を行ひ、民を驅りて入城し、甲兵、樓堞を繕ひ、拓東王、拓西王等の官を置く。吏民は妻子を棄てて夜繼して（逆党でない）出で亡げる者は相繼ぎ、祐は禁ずる能わず。三月、丙辰（52-47+1=6日）、兵部尚書の**李世勣**等に詔して懷、洛、汴、宋、潞、滑、濟、鄆、海の九州の兵を發して之を討たしむ。上は祐に手敕を賜りて曰く、

「吾は常に汝を戒めて、小人を近づける勿れと、正に此が為なる耳。」

■ **「杜行敏は祐を執り、祐は死を賜る」** 祐は**燕弘亮**等五人を召し臥内に宿せしめ、餘黨は分けて士衆を統べ、城を巡りて自ら守る。祐は夜毎に**弘亮**等と妃に對して宴飲し、以て志を得ると為す。戲笑之際、語るに官軍に及び、**弘亮**等は曰く、

「王は憂うるを須いず！**弘亮**等は右手に酒卮を持ち、左手に王の為に刀を揮いて之を拂わん！」

祐は喜び、以て信まことに然りと為す。檄を諸縣に傳えるも、皆な肯えて従う莫し。時に**李世勣**の兵は未だ至らず、而るに青、淄（淄川郡、武徳元年に齊州淄川を分けて郡と為す。山東省濟南道淄川縣、現・淄博市淄川區）等の數州の兵は已に其の境に集まる。齊の府の兵曹（王府に兵曹參軍有り、専ら武官の簿書考課儀衛假使等の事を掌る）の**杜行敏**等は陰に祐を執らんと謀り、祐の左右及び吏民の同じく謀るに非ざる者は響應せざるは無し。庚申（56-47+1=10日）、夜、四面は鼓噪し、聲は數十里に聞く。祐の黨の外に居る者有れば、衆は皆な刃を攢めて之を殺す。祐は何の聲かと問い、左右は給きて云う、

「英公（**李世勣**）は飛騎（北門の屯兵なり）を統べ已に城に登る矣。」

行敏は兵を分けて垣を鑿ち而して入り、祐は**弘亮**等と甲を被り兵を執り室に之（統は入）き、扉を閉じて拒

み戦い、**行敏**等千餘人は之を圍み、且より日中に至り、克たず。**行敏**は**祐**に謂って曰く、
「王は昔帝の子為り、今乃ち國賊なり、速かに降らざれば、立ちどころに煨燼と為らん矣。」
因りて命じて薪を積ましめ、之を焚かんと欲す。**祐**は牖間より**行敏**に謂って曰く、
「即ち扉を啟かん、獨り**燕弘亮**の兄弟が死せんことを慮る耳。」(11-232p)

行敏は曰く、
「必ず相い全くせん。」

祐等は乃ち出ず。或は**弘亮**の目を抉り、**睛**を地に投じ、餘は皆な其の股を搥折(打ち折る)し而して之を殺す。**祐**を執りて牙前に出で吏民に示し、還り、之を東廂に鎖ぎ、齊州は悉く平らぐ。乙丑(1+60-47+1=15日)、**李世勣**等に敕して兵を罷む。**祐**は京師に至り、死を内侍省(後宮の官署)に賜い、同黨の誅せらる者は四十四人、餘は皆な問わず。

■ **[羅石頭・杜行敏を賞す]** **祐**之初めて反する也、齊州人の**羅石頭**は面のあたりに其の罪を數め、槍を接りて前み、之を刺さんと欲し、**燕弘亮**の殺す所と為る。**祐**は騎を引いて高村を撃ち、村人の**高君狀**は遙に**祐**を責めて曰く、

「主上は三尺の劍を提げて天下を取り、億兆は徳を蒙り、之を仰ぐこと天の如し。王は忽ち城中の數百人を驅りて逆亂を為して以て君父を犯さんと欲し、一手をもて泰山を揺らすに異なる無し、何ぞ自ら量らざる之甚だしき也！」

祐は縦に撃ち、之を虜とし、慚じて殺す能わず。敕して**石頭**に亳州刺史を贈る。**君狀**を以て榆社(隋の義寧元年に上党の郷県を分けて榆社県を置く。并州に属す。武徳元年韓州に属す。二年榆州を置く。六年に州を廢し、榆社を以て遼州に属す。山西省冀寧道榆社県、現・晋中市榆社県社城鎮)令と為し、**杜行敏**を以て巴州刺史と為し、南陽郡公に封じる。其の同じく**祐**を執らんと謀る者は官賞して差有り。

■ **[權萬紀に追諡して賞す]** 上は**祐**の家之文疏を検し、記室の郊城(河南省河洛道郊県、現・三門峽市陝州区)の**孫處約**の諫書を得、之を嗟賞し、中書舍人に累遷す。庚午(6+60-47+1=20日)、**權萬紀**に齊州都督を贈り、爵の武都郡公を賜り、諡して**敬**と曰う。**韋文振**を左武衛將軍とし、爵の襄陽縣公を賜る。

【猫を被る皇太子、秘かに後継争い】

■ **[太子は忠孝を演じる]** 初め、太子の**承乾**は聲色及び畋獵を喜び、為す所奢靡にして、上が之を知るを畏れ、宮臣に對して常に忠孝を論じ、或は涕泣するに至り、退きて宮中に歸れば、則ち群小と相い褻狎す。宮臣の諫めんと欲する者有り、太子は先に其の意を揣り知り、輒ち迎え拜し、容を斂めて危坐し、咎を引きて自ら責め、言辭は辯給にして、宮臣は拜答する暇あらず。宮省は秘密にして、外人は知る莫く、故に時論は初め皆な賢と稱す。

■ **[太子の突厥趣味]** 太子は八尺の銅爐、六隔の大鼎を作り、亡奴(官奴の亡命者)を募りて民間の馬牛を盗み、親ら臨みて烹煮(烹者×)し、幸する所の廝役と共に之を食う。又た好んで突厥語及び其の服飾に效い、左右の貌の突厥に類する者五人を選びて一落と為し、辮發(弁髮)羊裘(羊の皮衣)し而して羊を牧し、五狼頭纛(狼頭を刺繡した狼頭纛は突厥の旗)及び幡旗を作り、穹廬(天幕、パオ)を設け、太子自ら其の中に處り、羊を斂め而して之を烹、佩刀を抜き肉を割きて相い啖う。又た嘗て左右に謂って曰く、

「我は試しに**可汗**の死を作さん、汝曹は其の喪儀に效うべし。」
因りて僵れて地に臥し、衆は悉く號哭し、馬に跨りて環走し、其の身に臨み、髡面(刀を以て面を劃す)する。良久久しく、太子は歎ち起き、曰く、

「一朝天下を有てば、當に數萬騎を帥いて金城（金河か？）の西に獵し、然る後に發を解いて突厥と為り、身を思摩に委ねん、若し一設に當れば、人後に居らず矣。」（自ら謂う、思摩の為に兵を典りて一設の任に當るを得れば、必ず當に表表として自ら見張るべしと）

■ **[太子は于志寧を殺さんとす]** 左庶子の于志寧、右庶子の孔穎達は數々太子を諫め、上は之を嘉し、二人に金帛を賜りて以て太子を風勵し、仍ほ志寧を遷して詹事と為す。(11-233p) 志寧は左庶子の張玄素と數々上書して切諫し、太子は陰に人をして之を殺さ使めるも、果たさず。

■ **[太子と漢王の遊戲]** 漢王の元昌は為す所多く不法なり、上は數々之を譴責し、是に由りて怨望す。太子は之と親善し、朝夕同じく遊戲し、左右を分けて二隊と為し、太子は元昌と各々其の一を統べ、氈甲を被り、手槩を操り、陳を布き大呼して交戦し、撃ち刺して流血し、以て娛樂と為す。命を用いざる者有れば、披樹して之を搗ち（其の手足を拭き、之を引いて樹に就きて之を搗つなり）、死者有るに至る。且つ曰く、「我をして今日天子と作ら使めば、明くる日は苑中に於いて萬人の營を置き、漢王と分け將い、其の戰鬥するを觀れば、豈に楽しからず哉！」

又た曰く、

「我は天子と為れば、情を極め欲を縦にして、諫める者有れば輒ち之を殺し、數百人を殺すに過ぎず、衆は自ら定まらん矣。」

■ **[魏王も後嗣を狙う]** 魏王の泰は藝能多く、上に寵有り、太子の足疾有るを見、潜に嫡を奪う之志有り、節を折り士に下り以て聲譽を求める。上は黃門侍郎の韋挺に命じて泰の府事を攝せしめ、後に工部尚書の杜楚客に命じて之を代らしむ、二人は俱に泰の為に朝士を要結す。楚客は或は金を懷にして以て權貴に賂し、因りて説くに、以わく、

「魏王は聰明なり、宜しく上の嗣と為るべし」

と。文武之臣は、各々附托有り、潜に朋黨を為す。太子は其の逼るを畏れ、人を遣わして詐りて泰の府の典簽と為り封事を上らしむ、其の中皆な泰の罪惡を言い、敕して之を捕えれども、獲ず。

■ **[太子は魏王の泰の暗殺を謀る]** 太子は私に太常の樂童（童子の能く樂を執り、太常に隸籍する者）の稱心を幸し、與に馭起を同じくす。道士の秦英、韋靈符は左道を挾みて、幸を太子に得る。上は之を聞き、大いに怒り、悉く稱心等を収めて之を殺し、連坐して死する者は數人、太子を誚讓すること甚だ至る。太子は泰が之を告げると意い、怨怒すること逾々甚だし、稱心を思念すること已まず、宮中に於いて室を構え、其の像を立て、朝夕奠祭し、徘徊流涕す。又た苑中に於いて塚を作り、私に官を贈り碑を樹て。上の意は浸く憚らず、太子も亦た之を知り、疾と稱して朝謁せざる者動もすれば數月に涉る。陰に刺客の紇干承基等及び壯士百餘人を養いて、魏王の泰を殺さんと謀る。

■ **[侯君集は太子の陰謀に乗る]** 吏部尚書の侯君集之婿の賀蘭楚石は東宮の千牛（東宮の左右内率府に千牛十六人有り、千牛刀を執り左右の侍奉するを掌る）と為り、太子は君集が怨望するを知り、數々楚石をして君集を引きて東宮に入ら令め、問うに自ら安んじる之術を以てす。君集は太子の暗劣なるを以て、鬻に乗りて之を圖らんと欲し、因りて之に反を勧め、手を舉げて太子に謂って曰く、

「此の好手、當に殿下の為に之を用いん。」

又た曰く、

「魏王は上の愛する所と為り、恐らくは殿下は庶人勇之禍い有らん（隋の事を以て太子を動かす）、若し敕召有れば、宜しく密に之が備えを為すべし。」

太子は大いに之を然りとす。太子は厚く君集及び左屯衛中郎將の頓丘（漢の東郡の県。晋は頓丘郡を置き、北齊は省

く。隋の開皇十六年に復た置き、魏州に属す。武徳の初め、澶州に属し、貞観の初め澶州を廢し、頓丘県を以て還た魏州に属す。直隸省大名道清豊県の西南二十五里、現・河南省濮陽市清豊県の**李安儼**に賂し、上の意をうかがわ使め、動靜は相い語らしむ。**安儼**は先に**隱太子**に事え、**隱太子**は敗れ、**安儼**は之が為に力戦し、上は以て忠と為し、故に之を親任し、宿衛を典ら使む。(11-234p)**安儼**は深く自ら太子に托す。

■ **[太子反乱直前]** 漢王の**元昌**も亦た太子に反を勧め、且つ曰く、

「ちかごろ比 上の側に美人有るを見、善く琵琶を弾じ、事成れば、願わくは以て賜を垂れるべし。」

太子は之を許す。洋州刺史の開化公の**趙節**は、**慈景**(高祖は之をして河東を攻めしむ。堯君素の殺す所と為る)之子也、母は**長廣公主**(高祖の女)と曰う。駙馬都尉の**杜荷**は、**如晦**之子也、**城陽公主**(上の女)に尚す。皆な太子の親暱する所と為り、其の反謀に預る。凡そ同じく謀る者は皆な臂を割き、帛を以て血を拭い、灰を焼きて酒に和して之を飲み、生死を同じくするを誓い、潜に兵を引いて西宮(大内を謂う。東宮の西に在るを以て、故に之を称す)に入るを謀る。**杜荷**は太子に謂って曰く、

「天文に變有り、當に速かに發して以て之に應じるべし、**殿下**は但だ暴に疾み危篤なりと稱し、**主上**は必ず親ら臨みて視ん、茲に因れば以て志を得る可し。」

太子は齊王の**祐**が齊州に反すを聞き、**紇干承基**等に謂って曰く、

「我が宮の西牆は、大内を去ること正に二十步可りなる耳、卿と大事を為せば、豈に齊王に比せん乎！」會々**祐**の反を治するに事は**承基**に連なり、**承基**は坐して大理の獄に系がれ、死に当たる。

令和6年9月15日 翻訳開始 9214 文字

令和6年9月24日 翻訳終了 23457 文字